

## 医療における個人情報保護法

太田吉夫

岡山大学医学部・歯学部附属病院 医療情報部

キーワード：個人情報，個人情報保護，プライバシー，医療情報

### はじめに

医療においては、患者の個人情報を保護することは従来から医療者の基本的な責務とされ、ヒポクラテスの誓いでも「医に関する否と関わらず、他人の生活についての秘密を守る」との記述があり、患者の権利に関する世界医師会リスボン宣言でも「機密保持を得る権利」が患者の基本的な権利として謳われている。さらに専門職能者として業務上知り得た人の秘密を漏らすことは刑法第134条で禁止されている。

2005年4月より全面施行された個人情報保護法では、医療機関などの組織が個人情報を取り扱う場合について規定しており、医療者個人の守秘義務に関しては従来と変わるものではない。ただ、この法は欧米の個人主義を基調にしているため、現状の日本における慣習や認識・常識と必ずしも合わない点があり、実際の運用に当たっては柔軟な対応が求められる。

### 個人情報保護法

#### 1. 個人情報保護法の歴史

個人情報保護の重要性は従来から認識されていたが、コンピュータの利用拡大に伴い一時に大量の情報が漏洩される危険が増大し、法による規制が行われるようになった。1970年代にはドイツやスウェーデンで関連する法律が制定されたが、その後各国がばらばらに法を制定することの不具合が認識され<sup>1)</sup>、1980年にOECD（経済協力開発機構）の「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関するOECD理事会勧告」が採択された<sup>2)</sup>。その趣旨は「プライバシーと個人の自由を保護し、かつプライバシーと情報の

自由な流通を調和させる」となっており、個人情報保護の観点を強調するというよりも、むしろ個人情報保護が通商の妨げとならないことが意識されているものと考えられる。

1988年には日本でも「行政機関の保有する電子計算処理に係る個人情報の保護に関する法律」が制定されている。

1995年に「個人データ処理に係る個人の保護及び当該データの自由な移動に関する欧州議会及び理事会の指令」が採択された<sup>3)</sup>。その中の第IV章「第三国に対する個人データの移動」第25条（原則）では「加盟国は、処理されている、又は後に処理される予定の個人データの第三国への移動は、当該第三国が適切なレベルの保護を提供している場合に限られることを規定するものとする。」と書かれている。すなわち、適切な個人情報保護の規制の無い国に対しては個人データの移動を禁ずるものであり、場合によっては非関税障壁となり、通商が妨げられることになる。日本を含め各国が個人情報保護法の制定を行う推進力になったと考えられる。

その後、日本では1999年に住民基本台帳法改正（住基ネット）が行われ、2001年には個人情報保護法案が国会に提案されたが、マスコミ等の強い反発などもあり、2002年には一度廃案に追い込まれた。その後、内容の修正を行って再度提案され、2003年5月に個人情報保護法が制定・公布された。その内容の一部は公布と同時に施行され、その他は2005年4月1日より全面施行となった。

#### 2. 個人情報保護法

個人情報保護法という名前の法律は実際には存在せず、以下の個人情報保護関連5法の総称として使用されている。

1. 個人情報の保護に関する法律（基本法）
2. 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
3. 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する

平成17年10月受理  
〒700-8558 岡山市鹿田町2-5-1  
電話：086-235-7975 FAX：086-235-7977  
E-mail：y\_ohta@cc.okayama-u.ac.jp

る法律

- 4. 情報公開・個人情報保護審査会設置法
- 5. 整備法（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）

民間（基本法を適用）、行政機関、独立行政法人等は各々別の法で規制されており、同じく医療機関であっても、設置主体が民間（一般民間病院や私立大学病院など）、行政機関（たとえば国立国際医療センターや公立病院）、独立行政法人（国立大学附属病院や国立病院機構の病院）の場合には各々適用される法が異なるという奇妙な状況になっている。内容的には大きな差はないが、罰則や細部の規定が少しずつ異なっている。

これらの法は2003年5月に制定・公布され、個人情報の保護に関する法律（以下、基本法）の第1章から第3章は公布と同時に施行されたが、基本法の第4章から第6章、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、および独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律は2005年4月1日より施行された。

#### 個人情報の保護に関する法律

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 国及び地方公共団体の責務等（第4条～第6条）
- 第3章 個人情報の保護に関する施策等（第7条～第14条）  
以上は2003年5月30日から施行  
以下は2005年4月1日から施行
- 第4章 個人情報取扱事業者の義務等（第15条～第49条）
- 第5章 雑則（第50条～第55条）
- 第6章 罰則（第56条～第59条）

基本法の内容はOECDのガイドラインの8原則に対応したものとなっており、表1のような関係になっている。以下にこの8原則について述べる。

### 3. OECDガイドラインの8原則<sup>2)</sup>

「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関するOECD理事会勧告」の中では、収集制限、データ内容、目的明確化、利用制限、安全保護、公開、個人参加、および責任の8つの原則が述べられている。日本も含め、各国の個人情報保護に関する法律は、おおむねこの8つの原則に準じたも

のになっている。法律の細部はともかく、この8つの原則を理解しておけば、個人情報保護の実際の運用でも役立つものと思われる。

#### • 収集制限の原則

個人データの収集には制限を設けるべきであり、いかなる個人データも、適法かつ公正な手段によって、かつ適当な場合には、データ主体に知らせめ又は同意を得た上で、収集されるべきである。

情報の収集を適正な手段で行うことを求め、できるだけ本人の了解のもとで個人情報を収集することを推奨している。

#### • データ内容の原則

個人データは、その利用目的に沿ったものであるべきであり、かつ利用目的に必要な範囲内で正確、完全であり最新なものに保たなければならない。

収集した個人情報は、その内容を正確に保ち、また最新の状態にすることを求めている。

#### • 目的明確化の原則

個人データの収集目的は、収集時よりも遅くない時点において明確化されなければならない。その後のデータの利用は、当該収集目的の達成又は当該収集目的に矛盾しないでかつ、目的の変更毎に明確化された他の目的の達成に限定されるべきである。

個人情報を収集する場合は、情報の収集に先立って目的を明らかにし、目的が変更される場合はその都度明らかにすることを求めている。

#### • 利用制限の原則

個人データは、前項により明確化された目的以外の目的のために開示利用その他の使用に供されるべきではないが、次の場合はこの限りではない。

- (a) データ主体の同意がある場合、又は、
- (b) 法律の規定による場合

前項により明らかにされた目的に沿ってのみ利用することを求め、目的外使用を禁じている。ただし、本人の同意がある場合や、法律で規定された場合は例外

表1 OECD 8原則と個人情報の保護に関する法律との対応

| OECD ガイドライン | 個人情報の保護に関する法律                                                                                                                   |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 収集制限の原則     | 第17条（適正な取得）<br>偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。                                                                                     |
| データ内容の原則    | 第19条（データ内容の正確性の確保）<br>利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。                                                        |
| 目的明確化の原則    | 第15条（利用目的の特定）<br>利用目的をできる限り特定しなければならない                                                                                          |
| 利用制限の原則     | 第16条（利用目的による制限）<br>利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱ってはならない。<br>第23条（第三者提供の制限）<br>本人の同意を得ずに第三者に提供してはならない。                                    |
| 安全保護の原則     | 第20条（安全管理措置）<br>安全管理のために必要な措置を講じなければならない。<br>第21条（従業員の監督）、22条（委託先の監督）<br>従業員・委託先に対し必要な監督を行わなければならない。                            |
| 公開の原則       | 第18条（取得に際しての利用目的の通知等）<br>取得したときは利用目的を通知又は公表しなければならない。<br>第24条（保有個人データに関する事項の公表等）<br>利用目的等を本人の知り得る状態に置かなければならない。                 |
| 個人参加の原則     | 第25条（開示）<br>本人の求めに応じて保有個人データを開示しなければならない。<br>第26条（訂正等）<br>本人の求めに応じて訂正等を行わなければならない。<br>第27条（利用停止等）<br>本人の求めに応じて利用停止等を行わなければならない。 |
| 責任の原則       | 第31条（個人情報取扱事業者による苦情の処理）<br>個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。                                                                 |

的な扱いを認めている。

• 安全保護の原則

個人データは、その紛失もしくは不当なアクセス、破壊、使用、修正、開示等の危険に対し、合理的な安全保護措置により保護されなければならない。

セキュリティの確保を求めている。情報セキュリティとは以下の3項目を維持するものとされている（JIS X5080, ISO/IEC 17799）。

- 機密性 (confidentiality)：アクセスを認可され

た (authorized) 者だけが情報にアクセスできることを確実にすること。

- 完全性 (integrity)：情報及び処理方法が、正確であること及び完全であることを保護すること。
- 可用性 (availability)：認可された利用者が、必要ときに、情報及び関連する資産にアクセスできることを確実にすること。

医療における情報セキュリティ対策については、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」(平成17年3月、厚生労働省) に詳しく記されている<sup>9)</sup>。

## • 公開の原則

個人データに係わる開発、運用及び政策については、一般的な公開の政策が取られなければならない。個人データの存在、性質及びその主要な利用目的とともにデータ管理者の識別、通常の住所をはっきりさせるための手段が容易に利用できなければならない。

個人情報を取り扱う各組織は、個人情報の取り扱いに係わる方針を定め、公開することが求められている。

## • 個人参加の原則

個人は次の権利を有する。

- (a) データ管理者が自己に関するデータを有しているか否かについて、データ管理者又はその他の者から確認を得ること
- (b) 自己に関するデータを、(i) 合理的な期間内に、(ii) もし必要なら、過度にならない費用で、(iii) 合理的な方法で、かつ、(iv) 自己に分かりやすい形で、自己に知らしめられること。
- (c) 上記(a)及び(b)の要求が拒否された場合には、その理由が与えられること及びそのような拒否に対して異議を申立てることができること。
- (d) 自己に関するデータに対して異議を申し立てること、及びその異議が認められた場合には、そのデータを消去、修正、完全化、補正させること。

プライバシーに関する原則である。従来、プライバシーという用語は「放っておいてもらう権利」(The right to be left alone.)を示すものとして使用されてきたが、現在では自己情報コントロール権として理解されている。これは、個人は自分の情報を他者あるいは組織が有している場合には、情報の有無、情報の内容、利用目的などについて知る権利があり、内容が誤っている場合には訂正を求め、場合によっては情報の消去も要求することができる、これが認められない場合には異議の申し立てを行うことができるというものである。基本的な人権の一つとしてプライバシー権（自己情報コントロール権）を認めようという考え方である<sup>6)</sup>。

## • 責任の原則

データ管理者は、上記の諸原則を実施するための措置に従う責任を有する。

上記の7つの原則について、組織として実施責任を負うべきであるとしている。

## 医療における個人情報保護法

患者の医療情報の一次利用（情報を患者の診療のために直接使用）、たとえば患者の血液検査の値から診断を決定するような場合には、患者はそのことを想定しているであろうし、診療開始の時点で暗黙の了解ができていと考えられ、問題は生じにくい。一方、二次利用（研究、教育、経営などのためのデータの集成的利用）の場合には、患者はそのことを想定しにくく、別途患者から同意を得ることが必要である。特に、精神衛生、遺伝子情報などに関しては、とりわけ患者のプライバシー保護の視点が必要となってくる。

個人情報保護法の制定後、閣議決定にて「個人情報を保護するための格別の措置を各分野（医療、金融・信用、情報通信等）ごとに早急に検討し、法の全面施行までに、一定の結論を得る」ことが決められた。その後、各分野ごとに個別法を制定することも含めて議論がなされたが、結局個別法は作られず、各ガイドラインが公表されることとなった。医療分野に関しては、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」(平成16年12月24日 厚生労働省)が出されている<sup>7)</sup>。

以下に、このガイドラインの内容に基づいて、医療分野における個人情報保護法の取り扱いについて説明する。

### 1. 個人情報、個人情報取扱事業者

基本法では、個人情報について以下のように定義されている。

**【定義】** この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

定義では、「生存する個人に関する情報」に限定されている。しかし、医療分野においては患者の死は日常的に経験されることであり、患者の死亡によって、個人情報の取扱が大きく変化することはなじまない。医療分野では、患者が死亡した後も個人情報と同等に扱う必要がある。また、診療録等の形態に整理されていない場合でも個人情報に該当し、また、紙や電子的保存など、記録媒体の種類を問わない。医療機関における個人情報の例としては以下のようなものがある。

診療録、処方せん、手術記録、助産録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約、調剤録、等

遺族への診療情報の提供は、基本法では生存する個人の情報を適用範囲としているため法の対象外であるが、ガイドラインでは遺族に対して診療情報関係の記録の提供を行うものとしている。この場合は、厚生労働省が平成15年に出した診療情報の提供等に関する指針に従うものとしている<sup>9)</sup>。これによれば、遺族に対して、死亡に至るまでの診療経過、死亡原因等について診療情報を提供することとし、その開示対象は、患者の配偶者、子、父母及びこれに準ずる者とし、患者本人の生前の意思、名誉等を尊重することを求めている。

法令上、「個人情報取扱事業者」として法の対象となるのは「識別される特定の個人の数合計が過去6ヶ月以内のいずれの日においても5,000を超えない事業者（小規模事業者）を除くもの」とされている。しかし、医療においては個人情報取扱事業者としての法令上の義務等を負わない小規模の機関もガイドラインを遵守することが求められている。行政機関や独立行政法人等では個人情報の数による除外規定はない。

## 2. 診療録の留意点

診療録には、患者について客観的な検査をしたデータもあれば、それに対して医師が行った判断や評価も書かれている。これら全体が患者個人に関する情報に当たる。当該診療録を作成した医師の側からみると、自分が行った判断や評価を書いているものであるため、医師個人に関する情報とも言うことができる。診療録等に記載されている情報の中には、患者と医師等双方の個人情報という二面性を持っている部分もある。

## 3. 個人情報の匿名化

個人情報の定義では、「特定の個人を識別することができるもの」となっており、個人を識別する情報を取

り除くことにより個人情報ではなくなり、法の対象外となる。識別情報としては一般的には、氏名、生年月日、住所等が考えられ、顔写真であれば、目の部分をマスキングすることで一般的には匿名化が可能であると考えられる。ただし、非常に稀な疾患の場合等、他の情報と照合することで個人を特定できる場合も多いので注意が必要である。

必要な場合には、個人と関わりのない番号を付すこともあるが、このような処理を行っても、組織内で情報を利用する場合は、対応表等と照合することで特定の個人が識別される（連結可能匿名化）。法では、「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの」についても個人情報に含まれるものとされており、匿名化に当たっては、必要に応じて連結可能匿名化と連結不可能匿名化（対応表を持たない）を使い分ける必要がある。

十分な匿名化が困難な場合は、情報の使用に当たっては本人の同意が必要となる。研究に関する場合には、医学研究分野における関連指針も参照する必要がある<sup>9)</sup>。

## 4. 個人情報の研究への利用

日本の個人情報保護法では、学術研究はその大部分が法の適応除外となっており、ほとんど法的規制を受けない。基本法の第50条（適応除外）第三項には「大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者 学術研究の用に供する目的」があり、法の規定（第四章 個人情報取扱事業者の義務等）を適用しないことになっている。その他に適用除外を受けるものとしては、報道機関、著述業、宗教、政治が挙げられている。独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律でも、第9条2項4号で「学術研究の目的のために保有個人情報を提供」する場合は制限を受けないこととされている。ガイドラインでは、法の対象外であるので当ガイドラインの適用範囲外であるとしながらも、医学研究分野の関連指針に従うことを期待している（表2）<sup>9)</sup>。細かく見ると、学術研究を目的としない医療機関における学術研究の位置づけが明確でない、法でなく指針のみに依存している、指針でカバーされていない分野がある（心理学、行動科学、社会科学、脳科学、教育学、など）、各医学研究分野の関連指針の整合が十分取れていないなど、問題点を抱えており、今後の検討が必要であると考えられる<sup>10)</sup>。

表2 医学研究分野における関連指針  
(全て、2004年12月28日全部改訂)

- ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針  
(平成13年3月29日文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号)
- 遺伝子治療臨床研究に関する指針  
(平成14年3月27日文部科学省・厚生労働省告示第1号)
- 疫学研究に関する倫理指針  
(平成14年6月17日文部科学省・厚生労働省告示第2号)
- 臨床研究に関する倫理指針  
(平成15年7月30日厚生労働省告示第255号)

## 5. ポリシー等の公表(対外的明確化)

個人情報利用の意義について患者等の理解を得ると共に、法を遵守し、個人情報保護のため積極的に取り組んでいる姿勢を対外的に明らかにするためにも、個人情報保護に関する考え方、個人情報の取得、利用目的、安全管理措置、本人等からの開示等の手続き、第三者提供の取扱い、苦情への対応等、責任体制、患者・利用者窓口等についての情報を対外的に明確にすることが求められている。

医療機関が患者等から個人情報を取得する場合、その個人情報を患者個人に対する医療サービスの提供や保険事務、入退院等の病棟管理などで利用することは患者にとっても明らかと考えられる。これら以外で個人情報を利用する場合、たとえば教育や研究目的の利用では、患者にとって必ずしも明らかな利用目的とはいえない。この場合は、個人情報の取得に当たって、利用目的を明らかにする必要がある。各医療機関は、通常必要とされるものを特定して公表(院内掲示、ホームページ、配布物、等)することが求められている(参考資料:患者様の個人情報に関するお知らせ)。

利用目的の例としては、以下のようなものが挙げられる。

- 内部利用  
診療、保険請求、安全管理、サービス向上、など
- 他の事業者等への提供  
病病・病診連携、業務委託、など
- その他の利用  
教育・研究、外部監査機関への提供、法令  
また、以下のような場合には例外として、利用目的による制限を受けない。
  - 法令に基づく場合
  - 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合
  - 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進(地

表3 オプトインとオプトアウト

- オプトイン(opt-in)  
本人自らが明示的に(例:第三者への情報提供を)同意する場合望ましいが面倒
- オプトアウト(opt-out)  
積極的に否定しなければ同意があると見なす場合  
形骸的・免罪符的な利用になるおそれがある  
具体的な利用方法を示すことが必要

opt:〔…を〕選ぶ、選択する、(選んで)〈…することに〉決める

域がん登録事業、など)

- 公的機関の業務遂行協力

## 6. 本人の同意

基本法は、個人情報の目的外利用や個人データの第三者提供の場合には、原則として本人の同意を得ることを求めている。これは、法の基本となるOECD 8原則のうち、利用制限の原則の考え方の現れである。医療機関等については、患者に適切な医療サービスを提供する目的のために、通常必要と考えられる個人情報の利用範囲を施設内への掲示(院内掲示)により明らかにしておき、患者側から特段明確な反対・留保の意思表示がない場合には、これらの範囲内での個人情報の利用について同意が得られているものと考えられる。すなわち、オプトアウトで十分であるとしている(表3)。これは、法の導入に伴う現場の混乱を避けるうえでは有用であるが、患者に十分な情報が確実に伝わらない可能性も高く、今後検討が必要と思われる。

また、患者が、意識不明ではないものの、本人の意思を明確に確認できない状態の場合については、意識の回復にあわせて、速やかに本人への説明を行い本人の同意を得る必要がある。これらの場合において、患者の理解力、判断力などに応じて、可能な限り患者本人に通知し、同意を得よう努めることが重要である。

## 7. 第三者提供

医療・介護関係事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならないとされており、次のような場合には、本人の同意を得る必要がある。

民間保険会社からの照会、職場からの照会、学校からの照会、マーケティング等を目的とする会社等からの照会

警察からの問い合わせは、刑事訴訟法第218条(令状による捜査)の場合は回答する義務がある。しかし、刑事訴訟法第197条第2項(捜査に必要な取調べ)等に

基づく問い合わせは任意協力とされており、医療者は取調べ等に際し回答するか否かは個別に判断してよい。本人の同意を得ずに個人情報の提供を行ったとしても、個人情報保護法の例外規定の対象であり違反とはならないが、場合によっては、本人からの民法に基づく損害賠償請求等を求められるおそれがある。

第三者提供の制限についても、利用目的の場合と同様の例外規定が適用される。

また、以下の場合は第三者には該当しないとされている。

- 検査等の業務を委託する場合
- 外部監査機関への情報提供
  - 日本医療機能評価機構の病院機能評価など
- 病院内の他の診療科
- 同一事業者が開設する複数の施設
- 内部での職員を対象とした研修での使用
- 内部での経営分析を行うための情報の交換

## 8. 家族等への病状説明

基本法においては、個人データを第三者提供する場合には、あらかじめ本人の同意を得ることを原則としている。患者の家族も第三者に該当する。一方、状況によっては、治療等に当たり、本人だけでなく家族等の同意を得る必要がある場合もある。家族等への病状説明については、本人に対し、あらかじめ病状説明を行う家族等の対象者を確認し、同意を得ることが望ましい。この際、本人から申出がある場合には、現実に患者の世話をしている親族及びこれに準ずる者を説明を行う対象に加えたり、家族の特定の人を限定するなどの取扱いとすることができる。一方、意識不明の患

者の病状や重度の痴呆性の高齢者の状況を家族等に説明する場合は、本人の同意を得ずに第三者提供できると考えられる。この場合、医療者が本人の家族等であることを確認した上で、治療等を行うに当たり必要な範囲で情報提供を行うとともに、本人の過去の病歴、治療歴等について情報の取得を行う。本人の意識が回復した際には、速やかに、提供及び取得した個人情報の内容とその相手について本人に説明するとともに、本人からの申出があった場合、取得した個人情報の内容の訂正等、病状の説明を行う家族等の対象者の変更等を行う。なお、患者の判断能力に疑義がある場合は、意識不明の患者と同様の対応を行うとともに、判断能力の回復にあわせて、速やかに本人への説明を行い本人の同意を得るものとする。

## 9. セキュリティの確保

保有する個人情報の安全管理に関しては、表4のような事項を検討する必要がある。これについては、厚生労働省が「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」とは別に、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」(平成17年3月)を出しており、これを参照されたい<sup>9)</sup>。

## 終わりに

日本の個人情報保護法は、OECD ガイドラインの8原則に準拠し、自己決定権および自己情報コントロール権を基本に作成されている。しかし、現実の運用においては種々の困難が伴う。現状の日本においては、自己決定権や自己情報コントロール権に対する国民の理解はさまざまであり、年齢、地域や個人的背景によ

表4 安全管理措置、従業者の監督及び委託先の監督

- 安全管理措置
  - ① 個人情報保護に関する規程の整備、公表
  - ② 個人情報保護推進のための組織体制等の整備
  - ③ 個人データの漏えい等の問題が発生した場合等における報告連絡体制の整備
  - ④ 雇用契約時における個人情報保護に関する規程の整備
  - ⑤ 従業者に対する教育研修の実施
  - ⑥ 物理的安全管理措置
  - ⑦ 技術的安全管理措置
  - ⑧ 個人データの保存
  - ⑨ 不要となった個人データの廃棄、消去
- 従業者の監督
- 業務を委託する場合の取扱い
- 医療情報システムの導入及びそれに伴う情報の外部保存を行う場合の取扱い
- 個人情報の漏えい等の問題が発生した場合における二次被害の防止等

って大きく異なっていると考えられる。悪性疾患の告知においても、一律に本人への告知を行うことが必ずしも満足な結果をもたらさない事例も多い。このため、個人情報保護においては、一律に個人情報の利用目的、目的外使用、第三者提供などに関して本人同意を機械的に適用することは、現状では必ずしも良い結果をもたらさない場合もあることを認識する必要がある。個人情報保護の原則を理解した上で、患者の価値観等を理解し、柔軟な対応を行うことが求められていると考えられる。

個別の具体例に対する対応策については、全日本病院協会のホームページ<sup>11)</sup>の中の「個人情報保護法に関するQ&A（全日本病院協会 個人情報保護法ワーキングチーム編）」を、個人情報保護に関する追加情報については行政のホームページ<sup>12)</sup>も参照されたい。

## 文 献

- 1) 藤井昭夫：Q&A個人情報保護法(第3版)，個人情報保護基本法制研究会編，有斐閣，東京（2005）pp 2-9.
- 2) プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する OECD 理事会勧告  
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oecd/privacy.html>
- 3) 個人データ処理に係る個人の保護及び当該データの自由な移動に関する欧州議会及び理事会の指令  
[http://www.isc.meiji.ac.jp/~sumwel\\_h/doc/intnl/Direct-1995-EU.htm](http://www.isc.meiji.ac.jp/~sumwel_h/doc/intnl/Direct-1995-EU.htm)
- 4) OECD 8原則と個人情報取扱事業者の義務規定の対応  
<http://www.kantei.go.jp/jp/it/privacy/houseika/hourituan/pdfs/03.pdf>
- 5) 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン（平成17年3月）  
<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2005/03/s0331-8.html>
- 6) 樋口範雄：医療における個人情報保護の歴史と背景：医療の個人情報保護とセキュリティ—個人情報保護法とHIPAA法，開原成允，樋口範雄編，有斐閣，東京（2003）pp 1-24.
- 7) 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン  
<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/12/dl/s1224-11a.pdf>
- 8) 診療情報の提供等に関する指針  
<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/150916-b.pdf>
- 9) 厚生労働分野における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン等  
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/kojin/>
- 10) 政策提言 No. 2 医学研究における個人情報保護のあり方，科学技術文明研究所，神奈川（2005）.
- 11) ㈱全日本病院協会「個人情報保護法施行に伴う医療機関における準備事項等に関する資料提供について」  
<http://www.ajha.or.jp/about-us/activity/zen/20050308.html>
- 12) 内閣府 個人情報の保護に関する法律  
<http://www5.cao.go.jp/seikatsu/kojin/>  
総務省 行政機関・独立行政法人等の個人情報の保護  
<http://www.soumu.go.jp/gyoukan/kanri/kenkyu.htm>



## 参考資料

## 患者様の個人情報に関するお知らせ

岡山大学医学部・歯学部附属病院

当病院では患者様が診療をお受けになることに伴って、症状、検査結果、診断、治療計画等の記録が作成されます。

この記録には患者様の個人的情報が多く含まれておりますが、その取扱いにつきましては患者様個々人の人格の尊重を基本的な理念として持つことが最重要のことと考えています。

従いまして、当病院では患者様の情報の保護を最優先に考え、個人情報に関する法令に基づいた院内規程等を整備して、患者様の個人情報の取扱いの適正を図るよう努力しております。

当病院は医学部・歯学部の附属病院という立場から、患者様への高度の医療の提供だけにとどまらず、地域における中核病院として、地域医療の発展にも多く寄与しているものと自負しております。それらの活動を通じて、当病院の目標として掲げております「高度な医療の提供と優れた医療人の育成」という社会的な使命の実現に向けて、日々努力しているところであります。このことにつきまして常日頃患者様のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げますところですが、

つきましては、当病院における患者様の貴重な個人情報を含む記録を、医療機関として、また、教育研究機関として所定の目的に利用させていただきたいと思っておりますので、改めて患者様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 個人情報の利用目的について
 

患者様の個人情報は別表に掲げる目的に利用されます。

詳しくは別表を参照して下さい。
2. 上記利用目的以外に患者様の個人情報を利用する場合は、書面により患者様の同意をいただくことといたします。
3. 患者様の権利について
  - (1) 個人情報の開示請求権について
    - ① 患者様は所定の手続きのうえ、自己の個人情報の開示を請求することができます。
 

なお、この開示請求には、必ずしも応じられない場合がありますのでご留意願います。
    - ② 患者様が個人情報の開示を請求する場合は、無料といたします。ただし、実施にかかる手数料については、当院が定めた料金規程により納めていただきます。
    - ③ 開示請求に関する詳細については、下記担当係にお問い合わせ下さい。
  - (2) 個人情報の訂正請求権について
    - ① 患者様は自己の個人情報の開示を受けた日から90日以内に、所定の手続きのうえ、個人情報の訂正を請求することができます。
 

なお、この訂正請求には、必ずしも応じられない場合がありますのでご留意願います。
    - ② 訂正請求に関する詳細については、下記担当係にお問い合わせ下さい。
  - (3) 個人情報の利用停止等請求権について
    - ① 患者様は自己の個人情報に、次のいずれかの理由があるときは、所定の手続きのうえ、個人情報の利用の停止又は消去及び提供の停止を請求することができます。
 

なお、この利用停止等の請求には、必ずしも応じられない場合がありますのでご留意願います。
    - ア. 個人情報が当病院の利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱っていること、及び偽りその他不正の手段により個人情報取得されたものであるという理由の場合は、個人情報の利用の停止又は消去を請求することができます。
    - イ. 個人情報が法令の定める範囲を超えて、あらかじめ患者様の同意を得ないで第三者に提供されているという理由の場合は、個人情報の提供の停止を請求することができます。
    - ② 利用停止請求に関する詳細については、下記担当係にお問い合わせ下さい。
  - (4) 異議申立てについて
    - ① 患者様は開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等、又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服がある場合は、当病院に対して、異議申し立てをすることができます。
    - ② 異議申立てに関する詳細については、下記担当係にお問い合わせ下さい。

#### 4. 個人情報に関する詳細説明及び苦情受け等

##### (1) 個人情報に関する詳細説明について

個人情報に関して患者様のご理解を深めていただくため、個人情報の保護に関する法律及び当病院の個人情報に関する院内規定を当病院のホームページ上に掲載しております。

また、個人情報の開示請求権等に関する詳細な内容の照会や疑問等については、下記担当係にお問い合わせ願います。

##### (2) 苦情処理等について

当病院の患者様の個人情報の取扱い等に関しまして、苦情やご意見等がありましたら、下記担当係までお寄せ下さい。当病院では、これら寄せられた苦情等について、適切かつ迅速な処理に努めてまいります。

#### 5. 担当係

岡山大学医学部・歯学部附属病院医事課患者支援係 (電話 086-235-7205)

### 別 表

◎患者様の個人情報は、各種法令に基づいた院内規定を守った上で、下記の目的に利用されます。

##### (1) 当病院での利用

- 患者様がお受けになる医療サービス
- 医療保険事務
- 患者様に関係する管理運営業務  
(入退院等の病棟管理, 会計・経理, 医療事故の報告, 医療サービスの向上)
- 医療サービスや業務の維持・改善のための基礎資料

##### (2) 当病院および岡山大学での利用

- 医・歯学系教育
- 症例に基づく研究

研究活動を実施する際に、実施に関する法令や倫理指針、関係団体等のガイドライン等が定められている場合は、それに沿って誠実に遂行いたします。

##### 研究活動に関係する法令、倫理指針等の例

- 「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」
- 「遺伝子治療臨床研究に関する指針」
- 「疫学研究に関する倫理指針」
- 「臨床研究に関する倫理指針」
- 「遺伝学的検査に関するガイドライン」
- 「ヒト遺伝情報に関する国際宣言」

- 外部監査機関への情報提供

この利用に当たりましては、可能な限り匿名化するよう努力します。

##### (3) 他の事業者等への情報提供

- 他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との医療サービス等に関する連携
- 他の医療機関等からの医療サービス等に関する照会への回答
- 患者様の診療等にあたり外部の医師等の意見・助言を求める場合
- 検体検査業務の委託その他の業務委託
- 患者様の家族への病状説明
- 医療保険事務（保険事務の委託、審査支払機関へのレセプトの提出）
- 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- 関係法令等に基づく行政機関及び司法機関等への提出等
- 関係法令に基づいて事業者等からの委託を受けて健康診断を行った場合における、事業者等へのその結果通知
- 医師賠償責任保険などに係る医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等

上記利用目的の中で疑問がある場合は、お申し出ください。